

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局経理課

(電話番号 06-6208-8336)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託(長期継続)

2 契約の相手方

「(別紙)契約相手方一覧」のとおり

3 随意契約理由

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

2の契約相手方については、令和7年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定されており、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することが期待できる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

法人所在地	法人名	法人代表者職名	法人代表者氏名	事業所名	事業実施場所	契約金額	今年度支払予定	契約番号
大阪市福島区福島1-7-21	一般財団法人 MAKIKO基金	代表理事	末廣 眞樹子	キリンさんのおうち	大阪市福島区福島1-6-25	35,565,000	7,113,000	2504004
大阪市福島区大開1-9-13 エスボワール野田阪神1F	一般社団法人 親子の絆をはぐくむ子育てラボ	代表理事	宮崎 敦子	ママcafé@fukushima	大阪市福島区大開1-9-13 エスボワール野田阪神1階	35,565,000	7,113,000	2504005
大阪市福島区野田2-9-6	特定非営利活動法人 樹	理事長	大津留 且久	つどいの広場 ふじまめっこルーム	大阪市福島区海老江1-10-2	35,565,000	7,113,000	2504006
大阪市淀川区田川1-4-18	社会福祉法人 育優会	理事長	伊東 悦子	つどいの広場 子育てばっば	大阪市淀川区東三国3-1-6-南102	35,565,000	7,113,000	2504007
大阪市城東区放出西3-6-1 ファーストパレス410号	一般社団法人 ル・リアン	代表理事	佐野 真実	つどいの広場 ラ・メール放出西	大阪市城東区放出西3-6-1 ファーストパレス410号	35,565,000	7,113,000	2504008
大阪市鶴見区諸口6-2-7	社会福祉法人 秀和福祉会	理事長	蓮間 洋子	つどいの広場 秀和	大阪市鶴見区諸口6-2-7	35,565,000	7,113,000	2504009
						213,390,000	42,678,000	

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市妊産婦等生活援助事業業務委託（概算契約・長期継続）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大念仏寺社会事業団

3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、特定妊婦等の心情に寄り添い、ニーズを的確に把握したうえで、関係機関と連携して当該特定妊婦等の最善の利益に資する支援を行うことが求められるため、実施事業者においては、人的条件及び設備的条件はもちろんのこと、高度な専門的技術及び豊富な知識・経験を有していることが不可欠である。公募型プロポーザル方式を採用することにより、実施事業者が有する知識や経験、ノウハウを活かした優れた提案を受けることで、より特定妊婦等の心情やニーズに寄り添った事業内容となり、より質の高い事業の実施を図ることができるため、令和 7 年度から令和 9 年度の長期継続契約を前提に、契約相手方を募集した。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、応募があった社会福祉法人 大念仏寺社会事業団は、これまでの事業実績に基づいた豊富な経験を有しており、十分な実施体制が整っているとともに、財務基盤が安定しており、継続的かつ安定的な事業運営が期待できると評価され、契約相手方として適格であるとのことであった。その意見を踏まえ、社会福祉法人 大念仏寺社会事業団と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ(電話番号 06-6208-8032)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 ふうせんの会

3 随意契約理由

ヤングケアラーであるこどもは、家族のことを他人に相談することに躊躇していることや、羞恥心を感じていることが多い。こどもたちが悩みを吐露するには、「この人になら、安心して話ができる。話をしても大丈夫」などと思えるよう信頼関係の構築が必要であり、これには専門的技術や知識、経験を有する。また、ヤングケアラーが抱える課題は介護や疾病、生活困窮等のひとつの課題に限られず、複合的であることが多く、支援の見立てには、ひとつひとつ丁寧に課題を解きほぐしていく必要がある。

このため、ヤングケアラー支援に関する幅広い知識と経験、専門性を有する民間事業者から柔軟な発想による創意工夫された企画提案を受けることによって、本事業を的確かつ効果的に推進できると認められることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人ふうせんの会が契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人ふうせんの会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課（電話番号：06-6208-8153）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社アリスキャリアサービス

スマイルプラス合同会社

株式会社ベアーズ

株式会社 B e n e t t e

3 随意契約理由

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業（以下、「本事業」という）の目的は、核家族化や地域のつながりの希薄化により、周囲から育児支援を得ることが難しい状況にある現代において、育児にかかる負担が大きい 0 ～ 2 歳児を養育する全ての家庭が利用できる家事・育児支援の訪問サービスを実施し、安心して子どもを育てられる環境を整えることである。

本事業の目的を達成するためには、サービス水準を担保しながら、0 ～ 2 歳児を養育する全ての家庭（約 5.5 万人）のニーズに応えられるだけのサービス提供体制を確保する必要があり、多くの事業者と契約を締結する必要がある。このため契約相手方の選定方法として、本市が仕様上必要となる基準や体制を定め、それに適合する全ての事業者を契約相手方とする手上げ方式を採用することとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ（電話番号 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称
令和7年度大阪市緊急母子一時保護事業

2 契約の相手方
社会福祉法人 大念仏寺社会事業団

3 随意契約理由

大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。

昭和56年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、DV被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。

そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。

大念仏寺社会事業団は、市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っており、本事業の実施を委託するのに最適であるといえる。

以上の理由から、社会福祉法人大念仏寺社会事業団と委託契約を締結するものとする。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
(電話番号 06 - 6208 - 8050)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 7 年度大阪市緊急母子一時保護事業

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 みおつくし福祉会

- 3 特名随意契約理由

大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。

昭和 56 年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、DV 被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。

そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。

みおつくし福祉会は、市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っており、本事業の実施を委託するのに最適であるといえる。

以上の理由から、社会福祉法人みおつくし福祉会と委託契約を締結するものとする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
(電話番号 06 - 6208 - 8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度子ども会活動の推進事業

2 契約の相手方

大阪市子ども会育成連合協議会

3 随意契約理由書

本事業は、次代を担うこどもたちの健全な育成を目的としており、こどもたちの健全な育成のためには、文化・スポーツ振興活動等を通じて、豊かな情操や、体力、たくましい精神を養うことが必要である。全市の子ども会を対象に事業を行い、実践を通じた活動を行うことで、子ども会活動の基盤を強化するとともに、こどもたちの成長やそれらの活動に必要な指導者の育成力の向上が期待できる。

大阪市子ども会育成連合協議会は、文部科学省の社会教育関係団体である公益社団法人全国子ども会連合会に加盟しており、大阪市内の全区の子ども会が加入し、区レベルで連合体を組織している。子ども会活動を通じて青少年の健全育成を推進する唯一の団体であり、最も円滑かつ効果的に事業を実施できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ （電話番号 06-6684-9441）

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度地域こども体験学習事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団
理事長 出海 健次

3 随意契約理由書

本事業は、地域のこどもの健全育成に関わる活動を行う大人が自立して自らの力でこどもに体験学習の機会を提供できるよう支援すること目的に実施している。

地域でこども育成に関わる活動を行う大人及びその大人から指導を受けるこどもが、自然体験、社会体験、文化体験など、さまざまな体験活動や指導プログラムに取り組み、多様なニーズに応じてより効果的な事業内容で実施するためには、毎年、事業内容を工夫して実施する必要がある。また、地域での体験活動の取組を一層活性化するためにも、当該事業と同種事業の企画・運営を実施する実績のある団体や事業者等からのより工夫した内容の提案を取り入れることにより、より一層の効果的な事業実施ができるため、委託事業者の選定手法は、公募型プロポーザル方式を採用した。

契約の相手方については、学識経験者等の委員で構成される地域こども体験学習事業委託事業者選定会議にて意見を聴取し、本市が提示した企画提案仕様書に対する記載内容が具体的であり、効率性、利便性、実効性の高い内容であるとの審査の結果を受け決定した。

また、本市としても当該事業者の企画提案を採用することが適当であると判断したため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06 - 6684 - 9568）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 市立幼稚園ホームページ運用保守等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社 関西支社長 沓澤 和也

3 随意契約理由

学校園のホームページは、学校園に係る情報を公開することにより、学校園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた学校園づくりに資することを目的とし、情報発信を行っているが、市立幼稚園のホームページについても教育委員会事務局が主管する「校務支援システム」を利用して運営されており、同システムは日本電気株式会社により構築・サービス提供されているものである。

本案件は、市立幼稚園のホームページの管理・更新を含む各機能を適切に提供するとともに、付随的に安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守も併せて行うものであり、本プログラム等具体的な内容については、システムを構築した日本電気株式会社以外の業者には知りえないものである。

以上により、本案件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記契約の相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 総合福祉システム（福祉五法システム）施設等利用給付 L G W A N 端末にか
かる関連ソフトウェア等の利用

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

本件は総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いたクラウドでの運用とし、AI-OCR（総合福祉システムで使用するためのデータを作成するソフトウェアで株式会社 N T T データの自治体向け AI-OCR サービスである「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」を利用）と RPA（処理を自動化するソフトウェアで上記サービスと連携している「WinActor」を利用）を用いて、読み取ったテキストデータと画像処理された帳票を総合福祉システムに取り込むことにより、データ入力や書類の内容確認にかかる時間の短縮を図るものとなっている。

総合福祉システム内の改修や保守については、総合福祉システムを所管する福祉局福祉システム課が株式会社 N T T データ関西と業務委託契約を結んでいるが、本件はそれ以外に当課既設の LGWAN 端末を用いて運用していることから総合福祉システム外となるため、当課において別で契約を締結する必要がある。

株式会社 N T T データ関西は総合福祉システムの開発事業者であり、本件も同者が行った。「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite」及び「WinActor」の利用は総合福祉システムの運用と密接な関係にあり、同者以外の者に履行させた場合、トラブル発生の際の責任の所在が不明確になり、システムの運用に支障が出るため、同者との契約が必要不可欠である。以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社 N T T データ関西と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（電話番号：06 - 6208 - 8085）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子育てサポートアプリ構築プロジェクトマネジメント支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社 野村総合研究所
代表取締役 柳澤 花芽

3 随意契約理由

大阪市子育てサポートアプリ（以下、「アプリ」という。）は、クーポンや施設検索・予約、オンライン申請、母子健康手帳等、幅広く機能要件を求めており、アプリ開発時には、実装機能と仕様書との差異分析や妥当性判断が必要である。また、クーポンを付与する対象者を特定するために総合福祉システムからのデータ抽出・突合、さらに国が開発するシステムとの連携、子育て支援サービス施設との連携等を計画していることから、多岐に渡る関係先との仕様調整が発生する見込みである。

本業務を遂行するには、アプリの実現方法や必要機能を検討するため、令和6年度に公募型プロポーザルで選定し契約を締結した「(仮称)大阪市子育てサポートアプリ構築検討支援業務委託(以下、「既契約」とする)において実施した子育て家庭のニーズ把握、現行業務の課題整理・業務改革の検討、国や他都市の動向調査、アプリの構築手法の検討等の詳細な知見を持った上で、基本計画・仕様書を細部に渡り熟知していることが必要不可欠であり、既契約と密接不可分の関係となっている。

もし仮に他の事業者に行き渡らせた場合、事業の継続性が損なわれるとともに、改めてアプリに関する事業全体の知識習得に時間を要することから、適切な設計・機能評価、進捗管理ができず、アプリの品質や開発スケジュール等の事業全体のプロジェクト管理に著しい支障が生じることとなる。

よって、既契約を履行した株式会社野村総合研究所が適切に本業務を遂行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度総合福祉システム（福祉五法システム）帳票作成等業務委託（概算契約）

2 契約相手方

株式会社 クローバー情報システム

3 随意契約理由

本業務は、こども青少年局において総合福祉システムを用いて印刷物（ ）を毎月発行するにあたり、その処理件数が多くかつ多岐にわたることから、印刷用データ等の作成後速やかに印刷・裁断・封入・封緘等を行う必要があるため、それらを民間業者に委託して実施しているものである。

令和7年4月1日以降の業務については、一般競争入札（WTO案件）により契約相手方の選定を行うため、令和7年1月8日に案件の公告を行い、3者が入札参加資格審査を受けていたが、仕様書に複数誤りがあることが判明したため、令和7年3月7日に案件中止となったところである。本来であれば再入札により業者決定を実施する必要があるものの、その場合事業者決定が令和7年5月末ごろとなってしまう。本業務に含まれる令和7年度の保育所入所等にかかる決定通知書等は4月中に保護者あてに送付する必要があることや、4月当初の口座振替事務に必要な書類が印刷できなければ、総合福祉システムを用いた事業全般の口座振替が行えないことなどから、市民生活へ多大な影響を引き起こすことが想定されるところであり、本業務は4月当初からの契約が必須となっている。令和6年度については、幼保企画課にて同様の契約を株式会社クローバー情報システム（以下、「本事業者」という）と契約を締結しているところであるが、本事業者からは令和7年4月・6月に予定されている大量帳票についても対応することができるとの回答を得ており、業務の円滑な実施を確保し、市民生活に影響を与えないためにも、再度の入札を実施するにあたり必要な期間を考慮し、令和7年4月1日から7月31日まで本事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結する。

（ ）保育所入所関係等業務にかかる帳票（保育所入所承諾書 保育料等決定（変更）通知書等）や保育料等の徴収事務にかかる納入通知書等

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（電話番号：06-6208-8106）

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市立下新庄保育所運営業務委託（概算契約）他 19 件
（別紙「案件名称等一覧」参照）

2 契約の相手方 社会福祉法人和修会 他 19 法人
（別紙「契約相手方法人一覧」参照）

3 随意契約理由

本案件は民間事業者へ市立保育所の運営を委託する業務である。

保育所は、児童福祉法第 39 条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされている。

保育所保育指針（厚生労働省令告示第 117 号）において、保育所はその目的を達するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、また家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行う役割を担うものであるとされており、同一事業者による安定的な保育所運営が求められるものである。

事業者の選定については、委託を開始する 2 年度前に企画競争方式により選定を行い、保育所保育指針を踏まえた良好かつ安定的な保育所運営を行うために委託を開始する前年度の一年間をかけて地域連携等を含めた保育所運営の引継ぎを行っている。

令和 7 年度に委託を行う 32 か所のうち 30 か所の保育所の現行事業者は、これまで保育所保育指針を踏まえ地域連携等を含めた保育所運営を行っており、また、残り 2 か所の保育所の事業者については前段のとおり選定を行い、新規委託事業者として一年間をかけて保育所運営等の引継ぎを行っていることから、別紙の事業者はそれぞれの保育所で本業務を履行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

契約相手方法人一覧

(別紙)

相手方
(福)みおつくし福祉会
(福)なみはや福祉会
(福)晋栄福祉会
(福)和修会
(福)向日葵福祉会
(福)南海福祉事業会
(福)淳風会
(福)吹田みどり福祉会
(福)大阪キリスト教社会館
(福)久栄会
(福)新よどがわ
(福)天宗社会福祉事業会
(福)白鳩会
(福)しんもり福祉会
(福)西淀川福祉会
(福)南友会
(株)クオリス
(株)クローバーホールディングス
(福)来夢
(株)はな保育

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 契約の相手方

「（別紙）契約相手方一覧」のとおり

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実に図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

本契約の相手方は、事業開始当初から本事業を受託・実施している実績があるため本事業についてのノウハウを有しているほか、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、また、実施場所が変更されれば利用者にとって影響も大きく、同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりその性質又は目的が競争入札に適しないものであるとして別紙の相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、今年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることに鑑み、地域支援のための取組を業務内容に加え、また、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものであり、また地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
（電話番号 06-6208-8111）

事業所名	事業実施場所	法人所在地	法人名	法人代表者職名	法人代表者氏名	契約金額	契約番号
同心保育園 にこにこ	大阪市北区同心1-5-27-2階	大阪市天王寺区東高津町12-10	社会福祉法人 なみはや福祉会	理事長	竹本 榮	10,621,000	2500067
都島第二乳児保育センター のびのび	大阪市都島区都島本通3-25-7 都島コーポ114	大阪市都島区都島本通3-4-3	社会福祉法人 都島友の会	理事長	渡久地 歌子	10,621,000	2500068
天使保育園	大阪市此花区春日出中1-15-13	神戸市中央区吾妻通5-2-20	社会福祉法人 イエス団	理事長	神崎 清一	10,621,000	2500069
YMCAとさばり保育園 ぶどうの木	大阪市西区土佐堀1-5-6	東大阪市御厨南3-1-18	社会福祉法人 大阪YMCA	理事長	小川 健一郎	10,621,000	2500070
認定こども園ファミリー つばめ組	大阪市大正区三軒家東5-7-14	大阪市大正区三軒家東5-7-14	社会福祉法人 たらちね事業会	理事長	尾崎 拓司	10,621,000	2500071
蓮美幼児学園うえしおキンダースクール きらきら	大阪市天王寺区上汐3-4-9-3階	大阪市天王寺区夕陽丘町2-18	社会福祉法人 光聖会	理事長	秋田 光哉	10,621,000	2500072
淀川ベビー保育園 子育てばっば	大阪市淀川区田川1-7-16	大阪市淀川区田川1-4-18	社会福祉法人 育優会	理事長	伊東 悦子	10,621,000	2500073
風の子保育園 かぜのこ	大阪市東淀川区小松1-11-8 (風の子保育園内)	大阪市東淀川区小松1-13-21	社会福祉法人 水仙福祉会	理事長	松村 寛	10,621,000	2500074
東桃谷幼児の園 もこピヨ	大阪市生野区勝山北3-4-33	大阪市城東区古市1-7-8	社会福祉法人 大阪福祉事業財団	理事長	茨木 範宏	10,621,000	2500075
南生野いちょう保育園 ぼっばひろば	大阪市生野区生野東4-1-22	大阪市平野区平野上町1-7-3	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団	理事長	杉田 善久	10,621,000	2500076
今福保育園 ぼかぼか	大阪市城東区今福南2-21-14	大阪市城東区今福南2-21-14	社会福祉法人 城東福祉会	理事長	菊井 忠雄	10,621,000	2500077
きのみむすび保育園	大阪市住之江区西加賀屋4-4-10	大阪市住之江区南港中4-2-30	社会福祉法人 喜和保育事業会	理事長	坂下 和	10,621,000	2500078
認定こども園ポートタウンこども園 陽だまり	大阪市住之江区南港中5-3-37	大阪市住之江区南港中5-3-37	社会福祉法人 湊夢創造館	理事長	市田 守男	10,621,000	2500079
四恩り保育園 四恩子育て支援センター	大阪市住吉区苅田4-3-15 (四恩り保育園内)	大阪市住吉区苅田4-3-9	社会福祉法人 四恩学園	理事長	中西 裕	10,621,000	2500080
天宗東住吉園 ばけっと	大阪市東住吉区住道矢田2-12-21	大阪市平野区瓜破西2-10-12	社会福祉法人 天宗社会福祉事業会	理事長	土井 加津人	10,621,000	2500081
育和白鷺学園今林園 ばけっと	大阪市東住吉区今林2-11-6	大阪市東住吉区杭全3-9-17	社会福祉法人 育和白鷺学園	理事長	寺田 修	10,621,000	2500082

169,936,000

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(センター型)」業務委託(週 5 日型/地域支援未実施型)

2 契約の相手方

社会福祉法人 清栄会

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型(センター型)」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

本契約の相手方は、事業開始当初から本事業を受託・実施している実績があるため本事業についてのノウハウを有しているほか、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、また、実施場所が変更されれば利用者にとって影響も大きく、同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によりその性質又は目的が競争入札に適しないものであるとして当該相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、今年度より、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」 業務委託

2 契約の相手方

「(別紙)契約相手方一覧」のとおり(項番1~20)

3 随意契約理由

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

2の契約相手方については、運営に問題がないと判断された場合、4回まで契約を更新できるという条件の公募において選定された事業者であり、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本事業を遂行することができる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

No.	法人所在地	法人名	法人代表者職名	法人代表者氏名	事業所名	事業実施場所	契約金額	契約番号	公募実施年度	事業開始年度	更新回数
1	大阪市阿倍野区昭和町5-5-3	一般社団法人 えがの玉手箱	代表理事	辻野 麻衣	長柄東つどいの広場るるん♪	大阪市北区長柄東3-3-31	5,521,000	2500084	令和3年度	令和4年度	3
2	大阪市都島区毛馬町2-8-7	社会福祉法人 敬福会	理事長	内園 直紀	コティ子育てひろば	大阪市都島区毛馬町2-11-34-101	5,521,000	2500085	令和2年度	令和3年度	4
3	大阪市都島区都島南通1-9-1	社会福祉法人 尚和会	理事長	張 はる江	なのはな子育てひろば	大阪市都島区中野町5-6-24	5,521,000	2500086	令和2年度	令和3年度	4
4	大阪市北区天満1-5-7-1303	一般社団法人 U-me	代表理事	望月 里恵	U-me-café	大阪市中央区天満橋京町1-1京阪シティモール2階	5,521,000	2500087	令和3年度	令和3年度	4
5	大阪市港区波除4-1-37 HRCビル5階	公益社団法人 子ども情報研究センター	代表理事	南田 安紀子	つどいの広場 きらばかひろば	大阪市西区北堀江4-2-7 西区民センター1階	5,521,000	2500088	令和3年度	令和4年度	3
6	大阪市西区南堀江2-9-28	合同会社 Casa	代表社員	石橋 則子	つどいの広場 ほっぺ	大阪市西区南堀江2-9-28 川喜金物ビル3階	5,521,000	2500089	令和3年度	令和3年度	4
7	大阪市天王寺区細工谷1-1-5	一般社団法人 大阪府助産師会	会長	平山 三千代	おひさまサンサン広場	大阪市天王寺区細工谷1-1-5（大阪府助産師会館2階）	5,521,000	2500090	令和3年度	令和4年度	3
8	大阪市中央区船越町1-5-1サンゼンハイツ1F	株式会社 C&A International	代表取締役	松本 阿里香	こそだてひろばBlooming	大阪市天王寺区勝山2-19-1	5,521,000	2500091	令和3年度	令和3年度	4
9	大阪市生野区桃谷3-18-25	株式会社 ナカミネ	代表取締役	中峯 正一	おやこひろばnico	大阪市天王寺区国分町18-21 大室ハイツ102	5,521,000	2500092	令和3年度	令和3年度	4
10	東京都品川区東品川4-10-1	コナミスポーツ株式会社	代表取締役社長	室田 健志	浪速区子育てつどいのひろば	大阪市浪速区敷津東1-4-20（浪速区役所4階）	5,521,000	2500093	令和3年度	令和4年度	3
11	大阪市淀川区三津屋中1-4-29	特定非営利活動法人 みつや交流亭	理事長	山口 勝己	つどいの広場 育児&育自"この指とまれ！"塚本	大阪市淀川区塚本5-3-2	5,521,000	2500094	令和2年度	令和3年度	4
12	大阪市東淀川区菅原5-2-12	NPO法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka	理事長	渡邊 和香	おやこひろば・菅原	大阪市東淀川区菅原7-10-3	5,521,000	2500095	令和3年度	令和4年度	3
13	東大阪市新町15-19	松下金属工業 株式会社	代表取締役	松下 康亨	深江橋みらいひろば	大阪市東成区深江北1-3-29 TATロイヤルハイツ301号室	5,521,000	2500096	令和3年度	令和3年度	4
14	東大阪市新町15-19	松下金属工業 株式会社	代表取締役	松下 康亨	新深江みらいひろば	大阪市東成区大今里南4-8-9	5,521,000	2500097	令和3年度	令和3年度	4
15	大阪市都島区都島本通3-4-3	社会福祉法人 都島友の会	理事長	渡久地 歌子	つどいの広場 フレンドリーせいいく	大阪市城東区成育2-2-21 ナニワランド野江1階	5,521,000	2500098	令和3年度	令和4年度	3
16	大阪市城東区鴨野西3-2-22	一般社団法人 コトモット	代表理事	池田 有美	関目つどいの広場 うたたね	大阪市城東区関目5-19-30	5,521,000	2500099	令和3年度	令和3年度	4
17	生駒市東生駒4-398-280	社会福祉法人 みやび	理事長	中畑 剛史	つどいの広場 ソフィア	大阪市鶴見区緑1-11-3 ベルデカーサ2階	5,521,000	2500100	令和3年度	令和4年度	3
18	大阪市鶴見区鶴見2-4-7-101	一般社団法人 ふなき助産院	代表理事	舟木 操	つどいの広場 まほろ	大阪市鶴見区鶴見2-4-7-101	5,521,000	2500101	令和3年度	令和4年度	3
19	大阪市阿倍野区王子町4-1-73	特定非営利活動法人 こももネット	理事	野口 優子	こもものひろば 阿倍野筋	大阪市阿倍野区阿倍野筋5-1-17	5,521,000	2500102	令和3年度	令和4年度	3
20	大阪市阿倍野区阪南町3-41-11	一般社団法人codomotoままちっち	代表理事	林 静香	ままちっちひろば 西田辺	大阪市阿倍野区昭和町5-10-3	5,521,000	2500103	令和2年度	令和3年度	4
21	堺市中区田園951	社会福祉法人 堺あかり会	理事長	西 勝司	つどいの広場 浅香東	大阪市住吉区浅香1-1-38（浅香東保育園内）	5,521,000	2500104	—	—	—

115,941,000

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」 業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 堺あかり会

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」業務委託の実施事業所の1つである「つどいの広場浅香東」については、浅香東保育園(もと大阪市立浅香東保育所)を実施場所とするものである。

もと大阪市立浅香東保育所については、本市施策である「公立保育所の民営化」の対象施設として公募がなされ、公募の結果、社会福祉法人堺あかり会(以下、「本事業者」という)が移管先法人となり、令和元年12月から現在に至るまで運営が行われている。

公募にあたっては、民営化前に本市により本体保育事業と一体的に提供されていたサービスを継続して実施するため、従来、当該保育所で実施されていた特別保育事業(地域子育て支援拠点事業及び病児保育事業)をも継続して実施することが条件とされており、本事業者によって本事業に係る専用施設の整備が行われ、運営に係る引継ぎや運営体制の構築もなされたところである。

移管前に本体保育と一体的に提供されていたサービスを継続的かつ安定的に提供するためには、本事業者に事業を委託するほかなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるとして、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立幼稚園給食用食材提供業務委託

- 2 契約の相手方
公益財団法人 大阪市学校給食協会
理事長 燈田 豊

- 3 随意契約理由

幼稚園給食で使用する副食食材の調達については、年間を通じて数百種類の食材数を使用することや日々の幼児数の増減、アレルギー対応、この間の食材価格の高騰などの理由で、予定価格を見込むことが困難である。さらに、本市において、現状、給食食材の調達に関して入札を行っている部署が存在していないことから情報もなく、入札の実施が困難な状況にある。

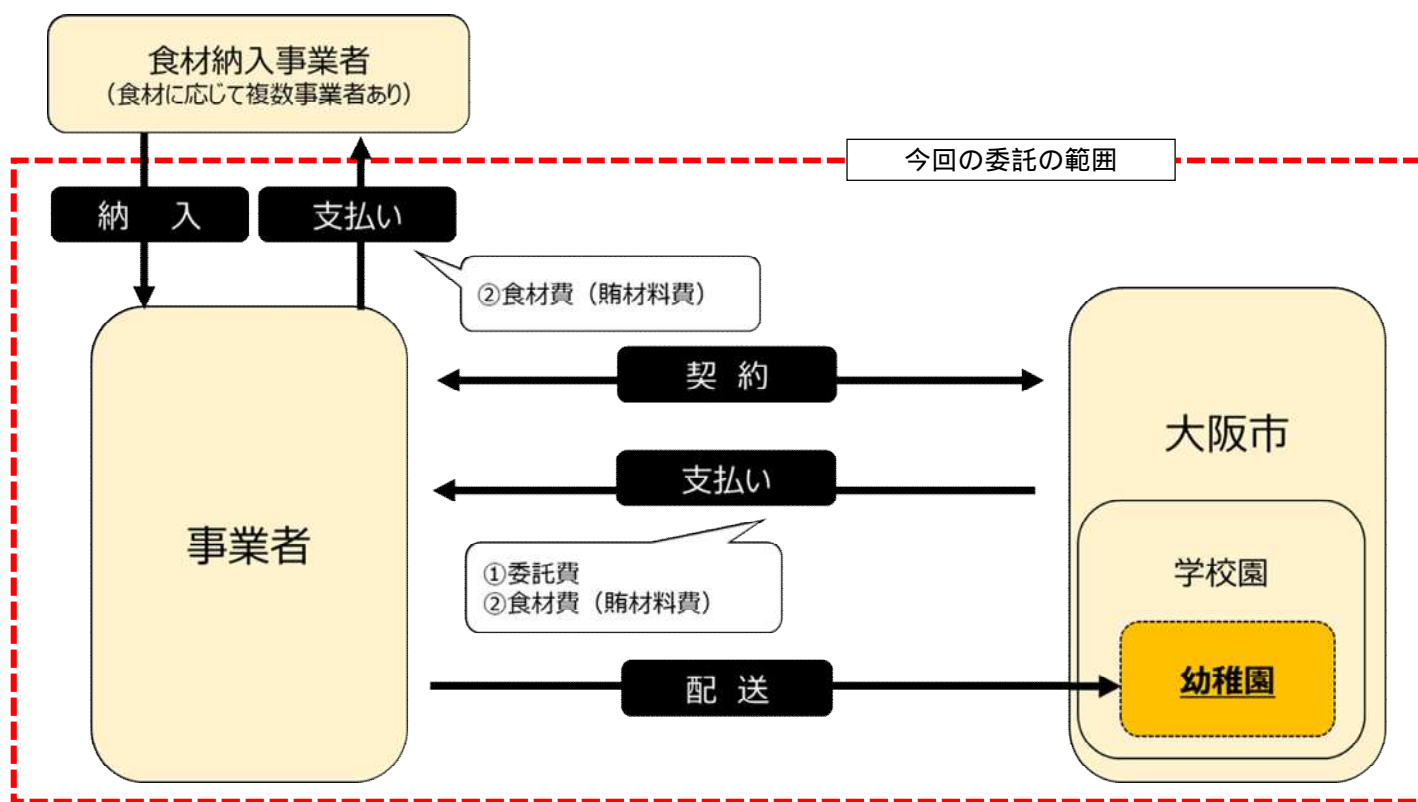
幼稚園給食で使用する副食食材については、食品の安全性に関する保護者の関心が非常に高いことから、保護者の不安を払拭し、幼児の食の安全性を確保することが重要である。また、食材費は保護者が給食費として負担することとなるため、この間の食材価格の高騰等の影響も考慮し、食材の調達にかかる各種コストを抑え保護者の負担を軽減することも重要である。それらを踏まえ、令和5年7月4日の局議において、食材等の安心・安全性の確保や食材等の調達及び配送コストの軽減等を図るため、本市の学校給食の献立を活用し、学校給食で使用する「食材規格」に準じた安全で安価な食材を調達することと決定した。

公益財団法人大阪市学校給食協会は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等（以下「食材提供業務」という。）を一括して行っており（詳細は下表参照）食材の調達においても独自で見積合わせを行い、安全で安価な食材を確保できる事業者であること、また、教育委員会事務局の市場調査では、食材提供業務の実施可能な唯一の事業者であり、契約管財局の資格審査員会で承認される見通しの事業者であること等を踏まえ、幼稚園給食の円滑な実施を確保する上で有利と認めることができる。

以上から、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号により、上記契約相手方と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号
- 5 担当部署
こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ
（電話番号 06-6208-8165）

(別紙)



随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」にかかる業務委託

2 契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷 1 - 1 - 5

一般社団法人 大阪府助産師会 会長 平山三千代

3 随意契約理由

本事業は、市立中学校に在籍する中学生を対象とし、性の問題をはじめとする思春期特有の医学的問題等の相談に応じるとともに、生命の尊さ、子育てに対する自覚及びお互いの性への理解を促す思春期健康教育を行うことにより、将来の結婚生活や妊娠・出産・子育てに重大な影響を与える思春期の男女の心身の健康保持増進に資することを目的として実施している。

本事業を委託する相手方事業者は、次の条件をすべて満たしている必要がある。第一に、地域の特性や性に関する課題は実施校によって様々であり、健康教育のテーマについても各学校の課題に沿って設定する必要があるため、学校側のニーズへの対応力及び企画力があること。第二に、本事業の実施校は毎年 50 校前後あり、各学校の様々なニーズに対応できる講師を派遣するため、一定規模の職員数及び派遣調整の機能を有していること。第三に、妊娠及び出産、性感染症、性の多様性など思春期の性に関する疑問や個別相談に対して適切に答えられる必要があるため、思春期の性に関する課題全般についての豊富な知識、経験及び面接技術があること。第四に、性に関する相談は、妊娠や性感染症等の可能性があるなど受診や支援を要する場合があります、地域の医療機関や社会資源の情報の提供、区保健福祉センターとの連携を必要とするため、地域に根差した事業者であること。

そのため、平成 29 年度から令和 3 年度まで、公募型プロポーザル方式により受注者を公募したものの、申し込み事業者が一般社団法人大阪府助産師会しかない状況が続いていた。そこで、令和 4 年度から令和 6 年度は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による長期継続の随意契約を締結（ただし、令和 3 年度の契約事務審査会において、次期の発注に向けて市場性の有無を確認することの付帯条件を付き）してきた。

上記の経緯に基づき、令和 6 年 9 月 27 日から 10 月 30 日にかけて、本市ホームページで、本事業の市場性の確認（参加意思確認）を行ったが、どの事業者からも参加意思確認申請書の提出はなかった。

以上から、一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結する。

また、今後も 3 年ごとに市場性の確認を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号 06 - 6208 - 9966）

随意契約理由書

1 案件名称
令和7度社会的養護自立支援拠点事業

2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

3 随意契約理由書

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活に必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第13条の3の3(児童虐待を受けた児童等に対する支援)において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」(平成24年6月)の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記2の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
- 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリールームを開設し相談できる場所を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
- 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
- 4 有料職業紹介所を所持している。

と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点(令和7年4月1日現在))では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課(電話番号 06-6208-8050)

随意契約理由書

1 案件名称

韮幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社
支社長 松下 徳文

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市中央こども相談センター分館昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市中央区城見2丁目2番22号
日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社
支社長 黒田 昌行
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法並びに関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1ヶ月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である日本オーチス・エレベータ株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度児童家庭支援センター運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社 理事長 畑野 研太郎

3 随意契約理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成9年法律第74号)により、被虐待を始めとする様々な児童及び家庭について、市民からの相談等に応じる機関として児童家庭支援センターが創設された。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)において、児童虐待の早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童の迅速かつ適切な保護のため、関係機関及び民間団体との連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制整備に努めることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

このような状況を踏まえ、本市としても児童虐待対策の推進計画に基づき、児童相談所(こども相談センター)と連携する児童家庭支援センターを、平成13年4月1日付けで、社会福祉法人博愛社に対して設置認可を行ったところである。

平成13年以降、適正に運営されており、大阪市内における児童家庭支援センターの唯一の認可施設であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人博愛社と「児童家庭支援センター運営事業委託」を随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課(電話番号 06-6208-8058)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 7 年度あいりん特別保育対策事業

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 石井記念愛染園

- 3 随意契約理由

あいりん特別保育対策事業は、あいりん地域に居住する就学前児童を対象とし、当該地域において、保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護・保育を行うこと、放任されている児童に対して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 21 号)第 3 条第 5 号により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 39 条(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)に準ずる遊びの指導及び生活指導を行うこと、児童の家庭を巡回訪問し、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行うこと、必要に応じて保育所への入所など適切な行政措置を受けるため関係機関との連絡調整を行うことである。

本事業の実施においては、認可保育所に準じた保育サービスの提供が求められるため、あいりん特別保育対策事業実施要綱において、事業実施場所を通常保育所と指定している。また、児童の保護という役割においては、地域に密着した情報収集と迅速な対応が求められるため、あいりん地域内にその実施拠点があることが、必要不可欠である。上記の法人は、あいりん地域における唯一の認可保育園である「わかくさ保育園」を経営しており、かつ、同地域で子どものための情報交換や相互支援のためのネットワーク「あいりん子ども連絡会」で中心となって活動している法人であり、上記の条件を満たす唯一の法人である。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、社会福祉法人 石井記念愛染園と随意契約するものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06 - 6208 - 8111)

- 6 その他
令和 7 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度あいりん児童健全育成事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 随意契約理由

あいりん地域及びその周辺においては、様々な課題を抱える家庭が多いことから、不適切な環境で放任されている児童への自主性、社会性等を育むための遊びや生活指導を行うことが必要となる。また、地域特性や家庭環境などを踏まえて相談業務を行うとともに、自発的に支援を求めることが困難な保護者も多いため、地域の巡回や家庭訪問による支援も必要となる。さらにこれらの実施にあたっては、地域の様々な社会資源と連携して取り組むことが不可欠である。

また、今般の社会状況として、海外にルーツを持つ児童や保護者が増え、デジタル社会化において対面機会の減少により問題が表面化しにくくなるなど、非常に変化が激しく、そういった変化に的確に対応するためには、公募型プロポーザル方式により新たな提案を受け、当該事業者の提案内容に基づいた仕様書を作成することが必要であると考えられる。

2の契約相手方については、令和6年度に公募型プロポーザルにおいて選定されており、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、あいりん地域における子どもの最善の利益の保障と健全な育成に対して好影響が期待できる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度出産・子育て応援給付金支給業務委託

2 契約相手方

TOPPAN株式会社

3 随意契約理由

本件契約にて行う給付金事業は、令和4年11月に国で閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る出産・子育て応援交付金事業として示されたものである。本市においても令和5年2月から、妊娠の届出をし、かつ、妊娠の届出時の面談等を受けた妊婦に5万円を支給する給付金(以下、「出産応援給付金」という。)並びに、乳児家庭全戸訪問時の面談等を受けた養育者に対象児童1人につき5万円を支給する給付金(以下、「子育て応援給付金」という。)給付事業を開始している。国は本事業を令和7年4月から法定事業化することとしており、当該事業は令和7年度で終了することとなるが、引き続き、令和6年度中に申請を受付した出産応援給付金・子育て応援給付金の給付等業務、並びに令和7年度中に申請を受付する子育て応援給付金(申請期限は生後4か月以内)の給付等業務が必要であるため、契約を行うものである。

この給付事業にあたっては、書類審査や振込データ作成等を、専用システムの構築などによって正確にデータ管理する必要があるとともに、申請書の受付から支給データの作成まで一連の業務を迅速に行えるよう一括業務委託を方針としている。また、支給要件として本市と面談済みであることを定めているため、受託事業者は申請者からの申請情報に加えて、本市が提供する面談情報を当該システムに取り込み、管理しなければならない。このため、新たに専用システム構築等の調整を開始することとなると、給付金事業に利用できるパッケージシステムを保有する場合であっても、本市向けにカスタマイズする必要があるほか、面談情報の取込みのインターフェース調整等を一から行うこととなり、この準備期間に4週間程度必要となるが、現行事業者であればこれらの工程を省略することができ、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保することができる。

また、子育て応援給付金については、申請期限が生後4か月以内となるため、令和7年4月1日以降に申請する市民用に新たにオンライン申請フォームの作成、専用ホームページ等の構築に準備期間が必要となるが、現行事業者であれば令和6年度に構築したシステムを継続して利用できるためこれらの工程を省略することができる上、令和7年4月1日以降においても令和7年3月31日までに申請書を交付した市民の申請

を引き続き受付することができることから、申請手続きの混乱を避け、申請漏れ等の機会損失の減少につながるものである。

このほか、令和6年度事業から従業員を引き続き従事させることで研修・知識習得の時間が大幅削減できるほか、事務設計、帳票設計、ホームページやオンライン申請システムについても現行事業のものを流用できるため、これらの開発に要する経費の削減や期間の短縮が見込まれる。

以上の理由から、現行事業者に実施させた場合には、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、TOPPAN株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

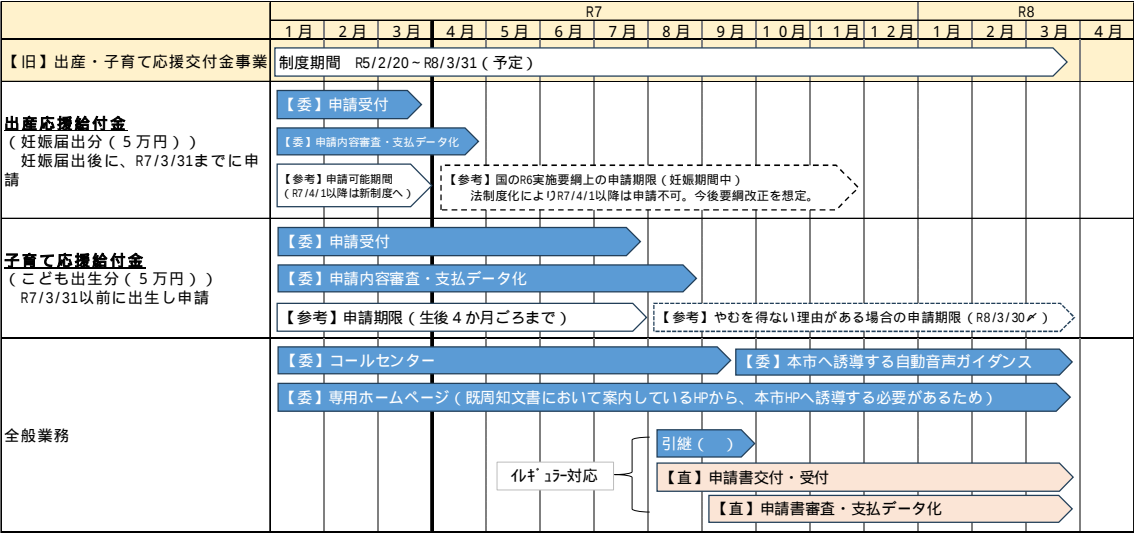
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号：06-6208-9398）

(参考)

令和 7 年 4 月 1 日以降の出産・子育て応援交付金事業にかかる業務委託について



随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 7 年度大阪市北部こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市北区梅田 1 - 13 - 1
フジテック株式会社 近畿統括本部
近畿統括本部長 山口 治徳
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1 か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該昇降機の製造・設置会社であるフジテック株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市認定こども園等調査研究事業委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を目的とし、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図るため、各園の現状を踏まえたテーマや方法等に基づいて調査・研究を行う事業である。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえたテーマ等について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させることが必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会は、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、事業対象となる各園すべてが加盟している唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのは当該団体の他にはいない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市幼稚園調査研究事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。また、幼児教育の経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

当事業内容について柔軟に対応できる組織力や調整力を有しており、本事業を円滑に実施し、事業目的を達成できるのが当該団体の他にはない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会との間において当委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市認定こども園調査研究事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長 近藤 遼

3 随意契約理由

「大阪市認定こども園調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立保育連盟へ加入している認定こども園が対象となっており、同連盟は対象の認定こども園すべてが加盟している唯一の団体である。また、保育経験を積んだ現職の施設長により役員が構成されているため、各園の個別性を重視した支援を行う体制が構築されている。

各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、昭和31年に設立され、団体の活動として民間保育園・認定こども園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園・認定こども園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務委託

2 契約の相手方

リボーン債権回収株式会社

3 随意契約理由

本案件は、母子父子寡婦貸付金についての債権回収業務を行うものであり、令和4年度に公募型指名競争入札にて上記事業者に業者決定したものである。

回収が困難な債権については、調査や納付交渉に時間がかかるため、実際に支払いにたどり着くまで相当の期間を要し、その後分割で支払いが始まる。分割支払い中においても完済に至るまで継続して納付催促する必要がある、毎年事業者が変更された場合、年度当初から安定的な役務の提供を行うことが困難となることが考えられる。

このようなことから、本契約については当初の公募条件として、事業の趣旨・目的が適切に実現され、安定的かつ十分な実績が認められた場合については、2回（令和7年度）を限度に特名随意契約を行うことができることとしており、本契約については、これまでの履行に関して安定的な事業運営が認められ、かつ十分な実績を有していると認められることから、本事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8035）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市意見表明等支援事業

2 契約の相手方

NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA

代表理事 奥村 仁美

3 随意契約理由

令和4年6月に改正された児童福祉法において、こどもの権利擁護の環境整備を行うことが都道府県等の業務として位置づけられ、措置等の決定時においてこどもの意見聴取を行うことが義務づけられるとともに、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとされた。

このような状況を踏まえ、本市としては令和6年4月に委託先法人をプロポーザル方式により公募し、令和6年7月1日より令和7年3月31日までを契約期間として、NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA（以下「当該事業者」という。）と随意契約を行ったところである。

本業務委託を受託するにおいては、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（令和5年12月26日付子こ支虐第224号子ども家庭庁支援局長通知）に基づき、子どもアドボカシー学会等にて子どもアドボケイト養成講座を修了し、こどもの権利擁護と意見表明等支援にかかる専門性を有する意見表明等支援員を確保した団体であることが必要であり、現時点では別紙一覧で示した団体のみが、その条件に当てはまっている。

次年度の委託を行うにおいて、別紙一覧の団体すべてに当該事業の受託が可能かヒアリングをしたところ、可能と回答があったのは当該事業者のみであった。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課

子どもアドボカシー学会 団体正会員一覧						(別紙)
№	エリア	団体名	住所	電話番号	照会回答	左記の理由
1	北海道・東北	一般社団法人子どもアドボカシーセンターみやぎ	宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 みやぎNPOプラザ内	090-2844-1551	×	地元で活動
2	北海道・東北	一般社団法人ふたば	岩手県盛岡市黒石野1-37-1	050-5236-9852	×	地元で活動
3	関東	一般社団法人子どもの声からはじめよう	東京都江戸川区東小松川3-35-13-204 NICハイム船堀 (小松川市民ファーム内)	090-9156-3486	×	距離
4	関東	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	東京都渋谷区広尾5-23-5長谷部第一ビル402号室	03-6277-2419	×	活動休止中
5	関東	NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO	東京都杉並区成田東五丁目35番15号THE PLAZA F2階	03-5335-7930	×	地元で活動、 OSAKAと競合など
6	関東	一般社団法人子どもアドボカシーセンターぐんま	群馬県高崎市田町57-1 太陽生命高崎ビル2F	080-6572-7269	×	距離、地元で活動
7	東海・北陸	一般社団法人子どもアドボカシーセンターNAGOYA	愛知県名古屋市中村区那古野1丁目44番17号嶋田ビル203号	090-1627-5297	×	距離、費用
8	東海・北陸	子どもアドボカシーセンターMIE	桑名市東方454第2富士コーポ263	090-7951-9426	×	距離、人員
9	東海・北陸	認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター	福井県福井市木田町36-1 コーポ木田201	0776-97-8460	×	距離、費用
10	東海・北陸	一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松	浜松市中央区佐鳴台4-2-20 NPO法人しずおか・子ども家庭 プラットフォーム事務所内	053-525-9797	×	距離、人数
11	東海・北陸	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター	三重県津市大里窪田町2709-1	059-232-0270	×	人員
12	東海・北陸	子どもアドボカシーセンターしずおか	静岡県駿河区大谷836	054-238-6835	×	距離
13	近畿	NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA	堺市堺区新町2-4小山電ビル2階	072-226-7227	○	
14	近畿	一般社団法人 toddlerわかやま	和歌山県和歌山市新中島133-6	080-6183-5200	×	距離
15	近畿	一般社団法人 子どもアドボカシーセンターKYOTO	京都府南丹市園部町船岡長畑52-3	0771-85-2050	×	OSAKAと登録アド ボケイトが同じ
16	近畿	NPO法人 関西こども文化協会	大阪市中央区内平野町1-3-12 ajディナスティ大手前ビル201号室	06-6809-5613	×	人員
17	中国・四国	子どもアドボカシーセンター広島	広島市中区上幟町1-17 ソフィアコート上幟町Annex 3階	メール	×	距離
18	中国・四国	アドボカシー事業所 ここまい	香川県高松市多賀町2丁目11-13 2階	087-802-5727	×	地元で活動
19	中国・四国	子どもアドボカシー事業所 えひめ	愛媛県新居浜市庄内町6丁目6番12号	090-6284-2209	×	距離
20	九州・沖縄	NPO法人トナリビト 子どもアドボカシーセンター熊本 「Me:vo(みいぼ)」	熊本県熊本市中央区	メール	×	距離
21	九州・沖縄	子どもアドボカシーセンター北九州	福岡県北九州市八幡西区(代表 宮田)	メール	×	距離
22	九州・沖縄	NPO法人子どもの権利オンズバーソンながさき	長崎市大黒町4-26-302(NPO法人長崎県子ども劇場連絡	法人への問い合わせ 095-825-0533	×	地元で活動
23	九州・沖縄	NPO法人子どもの権利オンズバー ソンながさき オンズブルーム(相談窓口)	長崎市本石灰町6-1-4階	代表理事への問い合わせ 090-3987-9202 (古豊)	同上	
24	九州・沖縄	子どもアドボカシーセンターひまわり	福岡県北九州市八幡西区上上津役4丁目22-2F夢宙空間あ・い・む	080-1705-7737	×	距離

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度ひとり親家庭等日常生活支援事業（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

3 随意契約理由

『ひとり親家庭等日常生活支援事業』は、ひとり親家庭からの依頼に応じて家庭生活支援員を派遣することにより、子育て支援と生活援助を実施するものであり、依頼家庭と家庭生活支援員のマッチング手法を確立したうえでコーディネートを行い、さらに派遣する家庭生活支援員の専門性の向上を図ることが必要である。

今回、福祉関係事業者から役務の提供を受けるため、所管局等と協議し、本業務の受注が可能な事業者を募ったところ、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会からのみ見積りの提出があった。ひとり親家庭等日常生活支援事業は区職員等との連携を綿密に行いながら事業目的に沿った支援・援助を行っていく事業であるため、ひとり親家庭の状況に関する識見を多く有しており、そのような家庭への支援などの経験も多く積んでいる公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会に本業務を委託することは適切である。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業に関しては、ひとり親家庭等のための施策であるため、国通知により事業の委託を行う際には地域の母子・父子福祉団体等を積極的に活用することが推奨されており、大阪市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第8条第2項において、ひとり親家庭等へ派遣される家庭生活支援員についても母子家庭の母及び寡婦を積極的に選定すること、という規定を設けている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話 06-6208-8035）

随意契約理由書

1 案件名称

長吉第1保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社 大阪支店
支店長 森田 直樹

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社の保守関連サービス会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号06-6684-9081)

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

南大江保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部
近畿統括本部長 山口 治徳

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1 か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社の保守関連サービス会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号 06 - 6684 - 9081)

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

森小路保育所ほか 2 か所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 皿澤 良三

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1 か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社の保守関連サービス会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課
(電話番号 0 6 - 6 6 8 4 - 9 0 8 1)

6 その他

令和 7 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西島保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 みんなの未来計画

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和 7 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立毛馬保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 クオリス

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和 7 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小田町保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 経山会

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和 7 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み